

○埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について（昭和50年6月13日告示第856号）

埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について

昭和五十年六月十三日
告示第八百五十六号

改正	昭和五一年 七月 二日告示第九四五号	昭和五五年一〇月 七日告示第一五四一号
	昭和五七年 三月一九日告示第四七五号	昭和六〇年 三月一二日告示第三四五号
	昭和六二年 九月二二日告示第一五三八号	平成 元年一二月一五日告示第一六一六号
	平成 三年 二月二六日告示第二八二二号	平成 五年 三月一九日告示第三七四号
	平成 八年 九月一三日告示第一四一〇号	平成 八年 九月一三日告示第一四一〇号
	平成一〇年 四月一〇日告示第五四〇号	平成一〇年 四月一〇日告示第五四一〇号
	平成一〇年 四月一〇日告示第五四二二号	平成一五年 四月 一日告示第八二九号
	平成一六年一二月一七日告示第二三九六号	平成一七年 四月 一日告示第七九二二号
	平成一七年 八月二三日告示第一六七二二号	平成一九年 六月二六日告示第一〇三八号
	平成二〇年 三月二八日告示第四七九号	平成二〇年 六月 六日告示第八〇六号
	平成二二年一〇月 一日告示第一二九〇号	平成二四年 九月一一日告示第一二三八号
	平成二五年 三月一五日告示第三〇四号	平成二六年 七月 一日告示第九五七号
	平成二七年 一月三〇日告示第七七号	平成二七年 三月三一日告示第三五六号
	平成二七年一〇月一三日告示第一一五二二号	平成二八年 三月二九日告示第四二七号
	平成二八年 七月 一日告示第八八七号	平成二八年十一月一八日告示第一四九二二号
	平成二九年 八月二九日告示第九六二二号	平成三一年 三月二九日告示第三二九号

埼玉県屋外広告物条例（昭和五十年埼玉県条例第四十二号）第四条第八号、第九号、第十一号及び第十五号、第五条第五号並びに第五条の二の規定により次の区域等を指定したので、告示する。

なお、昭和二十五年埼玉県告示第百九十八号（埼玉県屋外広告物条例第七条第一項第六号により指定の件）及び昭和三十九年埼玉県告示第百四十四号（屋外広告物許可地域及び禁止地域の指定）は、廃止する。

一 禁止地域

イ 第四条第八号の規定により、知事が指定する区間

東日本旅客鉄道、東武鉄道、西武鉄道、秩父鉄道及び首都圏新都市鉄道の県内全区間（さいたま市、川越市、川口市、越谷市、熊谷市、春日部市、戸田市、新座市、八潮市及び三郷市の区間を除く。）

ロ 第四条第八号及び第九号の規定により、知事が指定する区間及び区域

（1）一般国道二百五十四号のうち、入間郡三芳町地内及びふじみ野市地内の植樹帯の区間（入

- 間郡三芳町大字竹間沢字生出窪百四十四番一から同町大字藤久保字南新埜千六百番まで、同町大字藤久保字西九百二十一番一からふじみ野市大井字西台八百三十番まで及び同市鶴ヶ舞三丁目一番から同市鶴ヶ舞三丁目十番までの区間)並びに当該区間の路端から両側五十メートル以内(入間郡三芳町大字竹間沢字生出窪百四十四番一から同町大字藤久保字南新埜千六百番までの区間にあつては、百メートル以内)の区域
- (2) 一般国道二百九十九号のうち、飯能市地内坂石橋から秩父郡横瀬町地内根古屋橋までの区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (3) 一般国道二百九十九号のうち、秩父郡小鹿野町地内納宮橋から同町地内志賀坂トンネルまでの区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (4) 一般国道百四十号のうち、秩父市地内一般県道中津川三峰口停車場線との交点から雁坂トンネルまでの区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (5) 一般国道四百七号のうち、鶴ヶ島市地内及び日高市地内の杉並木の区間(鶴ヶ島市大字高倉字三角原千二百四十六番三から日高市大字高萩字新宿二千三百五番七まで及び同市大字高萩字南中沢甲九百九十五番五から同市大字大谷沢字藤塚八番一までの区間)並びに当該区間の路端から両側百メートル以内の区域
 - (6) 主要県道越生長沢線のうち、主要県道飯能寄居線との交点から入間郡越生町地内の車道終点までの区間及び越生町道第一一十三号線のうち、主要県道越生長沢線との交点から黒山三滝までの区間並びに当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (7) 主要県道青梅秩父線のうち、埼玉県内の全区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (8) 主要県道深谷東松山線のうち、一般県道ときがわ熊谷線との接合点から一般国道二百五十四号バイパスとの交点までの区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (9) 一般県道ときがわ熊谷線のうち、主要県道深谷東松山線の接合点から比企郡滑川町地内の熊谷市との境界までの区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (10) 主要県道熊谷小川秩父線のうち、秩父市地内定峰橋から秩父郡東秩父村地内萩殿橋の区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (11) 主要県道佐野行田線のうち、羽生市地内の松並木の区間(同市大字上新郷字諏訪六千四百四十八番一から同市大字上新郷字並木六千五百十九番までの区間)及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (12) 一般県道福田鴻巣線のうち、一般県道ときがわ熊谷線との交点から比企郡滑川町と東松山市との境界までの区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (13) 一般県道毛呂停車場鎌北湖線のうち、入間郡毛呂山町地内主要県道飯能寄居線との交点から鎌北湖までの区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (14) 一般県道三沢坂本線の全区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (15) 主要県道皆野両神荒川線のうち、秩父郡皆野町地内栗谷瀬橋から主要県道秩父児玉線との交点までの区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (16) 主要県道秩父児玉線のうち、主要県道皆野両神荒川線との交点から一般国道二百九十九号との交点までの区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (17) 主要県道秩父荒川線のうち、一般国道二百九十九号との交点から秩父市道幹線十二号線との交点までの区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (18) 主要県道高崎神流秩父線のうち、秩父市地内日向橋から同市地内土坂トンネルまでの区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (19) 一般県道中津川三峰口停車場線のうち、秩父市地内一般国道百四十号との交点から同市地内雁掛トンネルまでの区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (20) 主要県道秩父上名栗線のうち、秩父市地内不動橋から同市地内大日橋までの区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (21) 秩父市地内秩父市道荒川幹線一級八号線のうち、同市地内諸下橋から浦山ダムまでの区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (22) 草加市道九千一号線の全区間及び当該区間の路端から両側百メートル以内の区域
 - (23) 比企郡吉見町地内吉見町道二百十三号線のうち、吉見町道百十二号線との交点から吉見百

- 穴までの区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
- (24) 秩父郡皆野町地内皆野町道国神一号のうち、一般国道百四十号との交点から主要県道皆野両神荒川線との交点までの区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (25) 県立長瀬玉淀自然公園区域内美の山公園観光道路の全区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (26) 秩父市地内秩父市道大滝幹線十七号線の全区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (27) 一般県道秩父多摩甲斐国立公園三峰線のうち、起点から二瀬ダムサイトまでの区間及び当該区間の路端から両側二百メートル以内の区域
 - (28) 秩父鉄道宝登山ロープウェイの索道の区間及び当該区間から二百メートル以内の区域
 - (29) 一般国道二百五十四号のうち、主要県道鴻巣川島線との交点から一般県道日高川島線との交点までの区間並びに主要県道鴻巣川島線との交点から一般国道四百六十八号との交差点までの区間の路端から右側五十メートル以内の区域及び一般国道四百六十八号との交差点から一般県道日高川島線との交点までの区間の路端から両側五十メートル以内の区域
 - (30) 一般県道上伊草坂戸線のうち、坂戸市地内道場橋から同市大字横沼字登戸七百六十一番地までの区間及び同市大字横沼字北登戸七百四十九番一から同市大字小沼字大道路千六十六番三までの区間並びに当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域
 - (31) 一般国道百二十二号のうち、加須市鴻葦字白山千二百六十二番一から白岡市地内新根金橋までの区間及び当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項の規定により用途地域が決定されている区域を除く。）
 - (32) 一般国道十七号のうち、主要県道川越栗橋線との交点から桶川市道六十五号線との交点までの区間及び当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域
 - (33) 坂戸市道第六千二百七十二号路線の全区間及び当該区間の路端から西側五十メートル以内の区域、坂戸市道第六千二百七十二号路線のうち坂戸市道第六千一号路線の交点から坂戸市道第六千九百十九号路線の交点までの区間の路端から東側五十メートル以内の区域、坂戸市道第六千七百六十一号路線のうち坂戸市道第六千九百十九号路線の交点から坂戸市道第六千一号路線の交点までの区間及び当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域並びに坂戸市道第六千九百十九号路線の全区間及び当該区間の路端から南側五十メートル以内の区域
 - (34) 一般県道惣新田幸手線のうち、主要県道境杉戸線との北側の交点から幸手市道千四百四十五号線との交点までの区間及び一般国道四百六十八号線との交点から幸手市道二一十七号線との交点までの区間並びにこれらの区間の路端から両側五十メートル以内の区域
 - (35) 主要県道川越栗橋線のうち、桶川市地内東部都市下水路に架かる橋から一般県道蓮田鴻巣線との交点までの区間及び当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域（都市計画法第八条第一項の規定により用途地域が決定されている区域を除く。）
 - (36) 一般県道児玉新町線のうち上里町道三千三百十八号線及び上里町道四千二百三号線との交点から上里町道二千四百八十号線及び上里町道四千七十六号線との交点までの区間並びに当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域並びに上里町道二千四百八十号線との交点から上里町道三千八十一号線との交点までの区間及び当該区間の路端から西側五十メートル以内の区域、上里町道二千四百八十号線のうち上里町道藤木戸・勝場線との交点から一般県道児玉新町線との交点までの区間及び当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域並びに上里町道藤木戸・勝場線のうち上里町道二千四百八十号線との交点から上里町道二千四百二号線との交点までの区間及び当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域
 - (37) 深谷市道幹百五十八号線のうち、深谷市本郷字慈眼谷三千二十二番一地先から同市地内本郷橋までの区間及び当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域（都市計画法第三十四条第十一号の規定により深谷市が条例で指定する土地の区域を除く。）
 - (38) 寄居町道百一号線のうち、大里郡寄居町大字用土字平五千七百九十七番七地先から同町大字用土字下平五千九百十五番三地先までの区間及び寄居町道A〇四七号線の全区間並びにこれらの区間の路端から両側五十メートル以内の区域（詳細は、別図のとおり。）
 - (39) 美里町道一級十号線のうち、児玉郡美里町地内甘粕大橋から主要県道本庄寄居線との交点までの区間及び主要県道本庄寄居線のうち、同町地内東日本旅客鉄道八高線踏切から同町地内

中耕地橋までの区間並びにこれらの区間の路端から両側五十メートル以内の区域

ハ 第四条第九号の規定により、知事が指定する区域

- (1) 関越自動車道の県内の全区間の路端から両側五百メートル以内の区域（路面高以下の空間並びに川越市及び新座市の区域を除く。）
- (2) 東北縦貫自動車道のうち、県道高速葛飾川口線との接合点から羽生市地内の群馬県との境界までの区間の路端から両側五百メートル以内の区域（路面高以下の空間並びにさいたま市及び川口市の区域を除く。）
- (3) 東北縦貫自動車道のうち、県道高速葛飾川口線との接合点から一般県道新倉蕨線との交差点までの区間の路端から両側二百メートル以内の区域（路面高以下の空間並びにさいたま市、川口市及び戸田市の区域を除く。）
- (4) 常磐自動車道のうち、県道高速足立三郷線との接合点から吉川市地内の千葉県との境界までの区間の路端から両側五百メートル以内の区域（路面高以下の空間及び三郷市の区域を除く。）
- (5) 常磐自動車道のうち、県道高速足立三郷線との接合点から東北縦貫自動車道との接合点までの区間の路端から両側二百メートル以内の区域（路面高以下の空間並びに川口市、八潮市及び三郷市の区域を除く。）
- (6) 一般国道四百六十八号の県内の全区間の路端から両側五百メートル以内の区域（路面高以下の空間及び川越市を除く。）
- (7) 県道高速板橋戸田線の全区間の路端から両側二百メートル以内の区域（路面高以下の空間及び戸田市の区域を除く。）

ニ 第四条第十一号の規定により、知事が指定する区域

- (1) 一級河川入間川河川区域のうち、飯能市地内加治橋から同市地内岩根橋までの河川区域及び当該河川区域の両側二百メートル以内の区域
- (2) 一級河川槻川河川区域のうち、比企郡嵐山町地内槻川橋から同郡小川町との境界までの河川区域及び当該河川区域から両側二百メートル以内の区域
- (3) 一級河川荒川河川区域のうち、秩父郡皆野町地内皆野橋から大里郡寄居町地内東武鉄道荒川橋梁（りょう）までの河川区域及び当該河川区域から両側二百メートル以内の区域
- (4) 一級河川神流川河川区域のうち、児玉郡神川町地内登仙橋から同町地内神泉橋までの河川区域及び当該河川区域から下流に向つて右側二百メートル以内の区域
- (5) 一級河川唐沢川河川区域のうち、深谷市地内観月橋から同市地内上唐沢橋までの河川区域及び当該河川区域から両側百メートル以内の区域
- (6) 一級河川中川河川区域のうち、幸手市地内行幸橋から同市地内上舟渡橋までの河川区域及び当該河川区域から下流に向つて右側二百メートル以内の区域
- (7) 羽生市宝蔵寺沼ムジナモ自生地及びこれらの周囲二百メートル以内の区域
- (8) 狭山湖、鎌北湖、宮沢湖、円良田湖、神流湖及び間瀬湖並びにこれらの周囲二百メートル以内の区域
- (9) 秩父多摩甲斐国立公園のうち、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の規定により指定された特別地域

ホ 第四条第十五号の規定により、知事が指定する区域

- (1) 秩父聖地公園（墓地）の周囲二百メートル以内の区域
- (2) 埼玉古墳群の周囲二百メートル以内の区域

二 禁止物件

第五条第五号の規定により、知事が指定する物件

信号機設置の標柱の下端から道路に沿つて前後十メートルまでの地点の両側三メートル以内に存する電柱、街灯柱その他電柱に類するもの

三 はり紙等の禁止物件に係る道路

第五条の二の規定により、知事が指定する道路

国道、県道及び市町村道の県内全区間（さいたま市、川越市、川口市、越谷市、熊谷市、春日部市、戸田市、新座市、八潮市及び三郷市の区間を除く。）

別図

前 文(抄) (昭和五十一年七月二日告示第九百四十五号)
告示の日から施行する。

前 文(抄) (昭和五十七年三月十九日告示第四百七十五号)
昭和五十七年四月一日から施行する。

前 文(抄) (昭和六十年三月十二日告示第三百四十五号)
公布の日から施行する。

前 文(抄) (昭和六十二年九月二十二日告示第千五百三十八号)
公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成元年十二月十五日告示第千六百十六号)
公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成三年二月二十六日告示第二百八十二号)
公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成五年三月十九日告示第三百七十四号)
公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成八年九月十三日告示第千四百十号)
公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成八年九月十三日告示第千四百十一号)
平成八年十月一日から施行する。

前 文(抄) (平成十年四月十日告示第五百四十号)
公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成十年四月十日告示第五百四十一号)
平成十年四月二十三日から施行する。

前 文(抄) (平成十年四月十日告示第五百四十二号)
平成十年五月十八日から施行する。

前 文(抄) (平成十五年四月一日告示第八百二十九号)
公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成十六年十二月十七日告示第二千三百九十六号)
公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成十七年四月一日告示第七百九十二号)
公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成十七年八月二十三日告示第千六百七十二号)
平成十七年八月二十四日から施行する。

前 文(抄) (平成十九年六月二十六日告示第千三十八号)
平成十九年七月一日から施行する。ただし、第一号口の改正規定は公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成二十年三月二十八日告示第四百七十九号)
平成二十年三月二十九日から施行する。

前 文(抄) (平成二十年六月六日告示第八百六号)
平成二十年六月七日から施行する。

前 文(抄) (平成二十二年十月一日告示第千二百九十号)
公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成二十四年九月十一日告示第千二百三十八号)
平成二十四年十月一日から施行する。

前 文(抄) (平成二十五年三月十五日告示第三百四号)
平成二十五年四月一日から施行する。

前 文(抄) (平成二十六年七月一日告示第九百五十七号)
公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成二十七年一月三十日告示第七十七号)
平成二十七年四月一日から施行する。

前 文(抄) (平成二十七年三月三十一日告示第三百五十六号)
平成二十七年四月一日から施行する。

前 文(抄) (平成二十七年十月十三日告示第千百五十二号)
平成二十七年十月三十一日から施行する。

前 文(抄) (平成二十八年三月二十九日告示第四百二十七号)
平成二十八年四月一日から施行する。

前 文(抄) (平成二十八年七月一日告示第八百八十七号)
平成二十八年十月一日から施行する。ただし、第一号ロの改正規定は公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成二十八年十一月十八日告示第千四百九十二号)
公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成二十九年八月二十九日告示第九百六十二号)
公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成三十一年三月二十九日告示第三百二十九号)
平成三十一年四月一日から施行する。